

【居宅介護支援サービス 料金表】

共創みらいケアステーション高崎  
令和8年8月

利用料金

- 1

利用者が要介護認定を受けている場合、当社の居宅介護支援サービスに対して介護保険給付が支払われるため、利用者の自己負担はありません。(法定代理受領の場合)
- 2

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出すると差額の払い戻しを受けることができます。
- 3

上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う利用料単価は、次の基本料金の通りです。

居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ)

|          |         |                             |
|----------|---------|-----------------------------|
| 要介護Ⅰ・Ⅱ   | 11,316円 | 介護支援専門員一人当たりの利用者の数が45件未満の場合 |
| 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ | 14,703円 |                             |

4 上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う加算料単価は、次の加算料金の通りです。

|              |        |                                                                     |
|--------------|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 初回加算         | 3,126円 | 新規あるいは要介護状態が2区分以上変更された場合                                            |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 2,605円 | 入院にあたり、その日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合                               |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 2,084円 | 入院にあたり、入院した日の翌日、または翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合                     |
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ  | 4,689円 | 退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合   |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ  | 6,252円 | 退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合        |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ  | 6,252円 | 退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合 |

|                |        |                                                                      |        |                                                                    |        |                                                                    |        |                                                                                                                                           |                 |
|----------------|--------|----------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 退院・退所加算(Ⅱ)口    | 7,815円 | 退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報を2回以上(うち1回はカンフレンスによる)受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合 | 521円   | 利用者が診察を受ける際に同席し、医師等から必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合(月に1回を限度)        | 2,084円 | 病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンフレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度) | 4,168円 | 終末期の医療やケアの方針で利用者またはその家族の同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合 | ターミナルケアマネジメント加算 |
| 退院・退所加算(Ⅲ)     | 9,378円 | 退院退所に当たって病院等の職員から必要な情報を3回以上(うち1回はカンフレンスによる)受けたうえで計画を作成し、サービス調整を行った場合 | 521円   | 利用者が診察を受ける際に同席し、医師等から必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合(月に1回を限度)        | 2,084円 | 病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンフレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度) | 4,168円 | 終末期の医療やケアの方針で利用者またはその家族の同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合 | ターミナルケアマネジメント加算 |
| 退院時情報連携加算      |        |                                                                      | 521円   | 利用者が診察を受ける際に同席し、医師等から必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合(月に1回を限度)        | 2,084円 | 病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンフレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度) | 4,168円 | 終末期の医療やケアの方針で利用者またはその家族の同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合 | ターミナルケアマネジメント加算 |
| 緊急時等居宅カンフレンス加算 |        |                                                                      | 2,084円 | 病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンフレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度) | 2,084円 | 病院等の求めにより、医師とともに居宅を訪問してカンフレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの調整を行った場合(1か月に2回を限度) | 4,168円 | 終末期の医療やケアの方針で利用者またはその家族の同意を得たうえで、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合 | ターミナルケアマネジメント加算 |

- 5 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定します。
- 対象となる利用者：指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者、指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く)に居住する利用者
- 6 上記2の場合、利用者のサービスの料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、指定の期日までに支払われない時は、契約の解約をさせていただきます。
- 7 自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含まれない場合があります。
- 8 看取り期において、介護支援専門員が居宅サービス等の利用に向けてケアマネジメント業務に及び一連の準備を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も算定させていただきます。